

岩手県告示第 600 号

クリーニング業法（昭和 25 年法律第 207 号）第 8 条の 2 第 1 項の規定により、クリーニング師の研修を次のとおり指定した。

平成 20 年 8 月 22 日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 主催者の名称及び所在地

(1) 名称 財団法人全国生活衛生営業指導センター

(2) 所在地 東京都港区新橋六丁目 8 番 2 号

2 開催年月日及び開催場所

| 開催年月日 | 開催場所 | |
|-------------------|----------|------------------|
| | 名 称 | 所在地 |
| 平成 20 年 10 月 5 日 | 釜石地区合同庁舎 | 釜石市新町 6 番 50 号 |
| 平成 20 年 11 月 30 日 | 二戸地区合同庁舎 | 二戸市石切所字荷渡 6 番地 3 |

3 受講料 1 人 5,000 円